

事 務 連 絡  
令和2年7月29日

資機材関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

飲食店等におけるクラスター発生の防止に向けた取組の実施について（依頼）

新型コロナウイルス感染症については、現在、首都圏や関西圏を中心に、再び新規感染者数の増加が見られ、社会経済活動を維持しつつ、メリハリの効いた感染防止策に取り組むことが急務となっております。

このような状況に鑑み、今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において、別添のとおり「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」が取りまとめられました。本方針では、3.（1）において、職場に関連したクラスター発生を防止するため、経済団体等と一体となった取組強化の方針が定められています。

本方針に基づき、経済産業省より関係団体に対し、3.（1）の各取組について周知徹底を行うこととなっておりますが、幅広い分野・業界を所管する国土交通省についても、所管の事業者・関係団体等への対応が求められておりますので、貴団体におかれましては、傘下企業に対し、別添中「3.（1）経済団体等と一体となった感染防止の取組強化」の各取組を周知いただくと共に取組の徹底について万全を期していただくよう、よろしくお願いいたします。

別添：飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組（令和2年7月28日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）